

平成28年度 築港在宅介護支援センター(居宅介護支援)事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

- ①在宅で生活する40才以上の要介護者等、またはこれらの者を抱える家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談及び情報の提供を行います。
また在宅の要介護高齢者及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整を行い、地域の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を積極的に図ります。
- ②在宅の認知性高齢者等を抱える家族等の介護に関する心配ごとと悩みごとについて総合的な相談等に応じ認知症性高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。
- ③利用者の日常生活全般を支援する観点から要介護等の相談に応じ居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ④介護保険法の一部改正により平成18年4月から始まった「介護予防支援事業」に参画し、要支援者からの相談に応じ、その心身の状況、そのおかれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類及び内容を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。

2. 基本方針

- ①利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自助、共助、公助を適切に組み合わせて主体性を尊重した自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている状況に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な医療保健サービス及び福祉サービスが、施設等の多用なサービスや事業者の連携を得て総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行います。(ケアマネジメントについては、生活上の課題の分析を十分に実施し、高齢者と家族の希望によりサービスを組み立てます。)
- ③事業の運営に当たっては、利用者の所在する大阪市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ④利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また要介護認定実施の有無を確認し、申請書類の支援も行います。
サービスの実施状況や利用者の要介護状態の変化等を適確に把握し、実効的なサービス利用を行います。
- ⑤上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚労省令第38号)」を遵守します。
- ⑥ケアプラン作成に当たってはICF(国際生活機能分類)の考え方を踏まえ、取り巻く環境や日常生活の様々な活動の自立度の向上を重視します。

3. 重要事項

- ①主な事業実施地域:大阪市港区、大正区、西区、住之江区
- ②営業日:月～土曜日
- ③サービス提供時間:午前9時から午後5時30分
- ④サービス利用料:自己負担なし(全額介護保険)

4. 契約書、需要事項説明書、居宅サービス計画及び苦情解決システム

利用に際しては、法人と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に十分に説明した上で契約致します。

ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望を反映した「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。そして、それに基づく介護サービス等の提供が確保されるよう、ご契約者、その家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整を綿密・継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握、見直し再作成(モニタリング)を行います。その他、要介護認定に関する申請、給付管理を行います。

また、利用者とその家族等からの、サービスその他に関わる苦情処理に関しては、窓口(お客様サービス係)を設けて真摯に対応し、必要に応じて監督官庁の指導の下、迅速かつ適切に解決していきます。

5. 職員の資質向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は、本来自己啓発が基本ですが、施設内外の研修には極力多数が参加できるように努力します。

研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にし職員全員のものになるようにします。施設の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の養成につとめます。

また、社会福祉関係の資格(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等)については積極的に資格取得をすすめていきます。

6. 個人情報保護と情報開示について

当事業所では「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報(ケアプラン・サービス提供計画・記録等)の漏洩、滅失き損等の防止のために安全管理措置を講じます。

さらに透明性の確保については本人等からの開示請求手続き体制を確立し、対外的明確化については使用目的は可能な限り特定し、第三者提供する場合は本人の了解を必要とします。職員には雇用契約等に置いて就業期間中はもとより離職後も含め守秘義務を課すなど徹底を図ります。

平成18年の4月より「介護サービス情報の公表」が課せられています。提供するサービス内容やサービスを維持していく仕組み等の情報をインターネット上のホームページや事業所内の掲示、或いは施設広報誌を通じて公表し、利用者が事業所を選択する際に役に立つようようにします。

7. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組んでいきます。

<重点目標>

- ①職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置
- ④サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

8. 総合相談窓口業務(ランチ)について

大阪市より委託を受けている地域福祉貢献事業。港区には地域支援調整チームがあり、子育て支援部門と障がい者専門部会、そして高齢者支援専門部会の三者により、地域特性に応じた施策・事業の実施を行っていく為に構成されていますが、築港地域在宅サービスステーションはその高齢者支援専門部会の一角(築港地域・港晴地域)を担い、介護保険制度の枠内に留まらない包括的な支援で地域に貢献していく総合相談窓口業務です。

地域の高齢者や、そのご家族、近隣の人々が抱える様々な問題や課題について、最も身近な相談窓口でいつでも相談ができるようにするとともに、客観性と専門性を担保するために地域ネットワーク委員、地域包括支援センターを始めとする関係機関(地域ケア会議)と積極的に連携し、高齢者の特性を理解しながら、地域が抱える高齢者の諸問題・課題(認知症や虐待問題など)の早期発見・早期対応を実践し解決に向けた支援を行います。

<地域ケア会議>

病院の良否が指標が年間の手術数であるように、介護の世界におけるその指標は「地域ケア会議」の開催数になろう。地域包括支援センターが主催すべきもので、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。さらに個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。共有化された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

9. 医療との連携について

医療と介護の連携は、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けられる「地域包括システム」の構築の為には必要不可欠です。

今後医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、医療と介護の役割分担と連携の強化を図る為に検討すべき点があります。

○医療機関からの退院時における介護保険サービスとの関係強化と円滑な移行。

○医療の必要性が高い者への対応の強化等である。

しかしながら、医師に対して苦手意識を持つケアマネージャーも少なくなく、つい連絡を控えてしまったり、利用者の病状を説明されても、医療専門用語が多く理解できない場合があります。医療からは、ケアマネージャーはもっと医療的知識をもってほしいなどの意見もあります。そのため必要以上に医師の敷居を高いと思っているケアマネージャーも多く、協働が希薄な場合が多くあります。それらの改善が大きな課題の一つですが、当事業所では次のよう

な活動を実行し医療と介護の溝を埋める取り組みをします。

・長期目標 各診療所(クリニック)の顧客化

・短期目標 連絡・相談しやすい環境づくり

- ①各医院の定期訪問による当事業所の照会とコミュニケーションの樹立。
- ②事前に連絡し、外来終了後に訪問する。
- ③担当開始の挨拶など。
- ④直接の言語によるコミュニケーションだけでなく時には文章も配る。
- ⑤退院後の在宅生活に向けたカンファレンスなど必ず出席する。
- ⑥医師会主催の会合など積極的に出席する。
- ⑦病院主催の地域医療福祉情報連絡協議会等にも積極的に参加する。
- ⑧ケアプランにも医療的見地を取り入れるなど各医院の経験も反映させることができれば理想的である。

介護支援専門員に対しても厚生労働省「介護支援専門員の資質向上と今後の在り方に関する検討会」の席上においても、ケアマネジメントシステムにおける多職種協働を機能させることや、介護支援専門員が医療と連携できる力を身につけるためのカリキュラムを充実させていくことが検討されており、当事業所においても介護支援専門員の資質向上への取り組みが急務となっています。

「今後の認知症施策の方向性について」のなかでは「認知症ケアパスの作成・普及」が柱の一つとして明記され、そのなかでも医療・介護の連携と共同の重要性が強調されています。

平成28年度 職員内部研修会計画

月	研修内容
4月	事業計画について、介護報酬の改定について
5月	個人情報保護、プライバシーの保護について
6月	大阪府集団指導引継研修
7月	介護支援専門員のレベルアップ①
8月	認知症ケアについて
9月	介護支援専門員のレベルアップ②
10月	倫理及び法令遵守について
11月	総合相談窓口業務について
12月	介護支援専門員のレベルアップ③
1月	高齢者虐待防止について
2月	人権研修
3月	介護支援専門員のレベルアップ④